

10. 自然保護行政の歩み

明治28年(1895)	3月	狩猟法制定
昭和 6年(1931)	4月	国立公園法制定
昭和23年(1948)	7月	温泉法制定
昭和32年(1957)	6月	自然公園法制定
昭和38年(1963)	3月	狩猟法を鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に改正
昭和46年(1971)	7月	環境庁発足
昭和47年(1972)	6月	自然環境保全法制定
昭和48年(1973)	10月	自然環境保全基本方針を閣議決定
	10月	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和48年～		自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)開始
昭和55年(1980)	10月	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)が国内発効
	11月	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)が国内発効
平成 4年(1992)	6月	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)制定
	9月	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)が国内発効
平成 5年(1993)	11月	環境基本法制定
	12月	生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)が国内発効
平成 6年(1994)	12月	環境基本計画を閣議決定
平成 7年(1995)	10月	生物多様性国家戦略を地球環境保全に関する関係閣僚会議が決定
平成 9年(1997)	5月	南極地域の環境の保護に関する法律制定
	6月	環境影響評価法制定
平成10年(1998)	6月	生物多様性センター開所(山梨県富士吉田市)
平成11年(1999)	6月	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律改正(特定鳥獣保護管理計画制度の創設)
	12月	動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)に改正
平成12年(2000)	12月	新環境基本計画を閣議決定
平成13年(2001)	1月	環境省発足
平成14年(2002)	3月	新・生物多様性国家戦略を地球環境保全に関する関係閣僚会議が決定
	4月	自然公園法改正(利用調整地区制度、風景地保護協定制、公園管理団体制度の創設)
	7月	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)に改正
	12月	自然再生推進法制定
平成15年(2003)	6月	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)制定
平成16年(2004)	6月	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)制定
平成17年(2005)	6月	動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)改正(基本指針の策定、動物取扱業の適正化、個体識別措置の推進等)
	10月	地方環境事務所の発足
	10月	新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果を生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で決定
平成18年(2006)	6月	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)改正(狩猟規制の見直し及び鳥獣の保護施策の強化)
平成19年(2007)	4月	温泉法の改正(温泉成分の定期的な分析とその結果に基づく掲示内容の変更の義務付け等)
	6月	エコツーリズム推進法制定
	11月	第三次生物多様性国家戦略閣議決定
	11月	温泉法の改正(温泉の採取に係る許可制度の創設等)
平成20年(2008)	5月	生物多様性基本法制定

